

中野区緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等促進事業における実施計画

令和4(2022)年4月策定

1. 目的

東京都は令和4年度から緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、計画的、積極的に取組む区市町村に対して助成制度の拡充を行った。

今後、助成制度の拡充にあたっては、耐震化を促進する取組を記載した実施計画の策定・進達が要件となることから区として新たな耐震化の取組を促進することを目的に実施計画を策定する。

2. 対象建築物

実施計画の対象建築物は、原則として建築基準法(昭和25年法律201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)前に建築された緊急輸送道路沿道建築物とする。

3. 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とする。

ただし、社会経済状況の変化や関連事業及び実施計画の進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

4. 取組内容

戸別訪問等の実施

緊急輸送道路沿道建築物(以下、「建築物」という。)であって、すでに区の助成を受け耐震診断を実施している建築物に対して、耐震化の啓発を促す助成制度等の案内チラシを区職員によるポスティング等により、3年に1度程度配布します。

5. 取組実績の公表

毎年度末に、戸別訪問等の実績は中野区都市基盤部建築課のホームページ等により公表するものとする。